

労働安全衛生法施行令の一部を改正する 政令案及び労働安全衛生規則の一部を 改正する省令案の概要

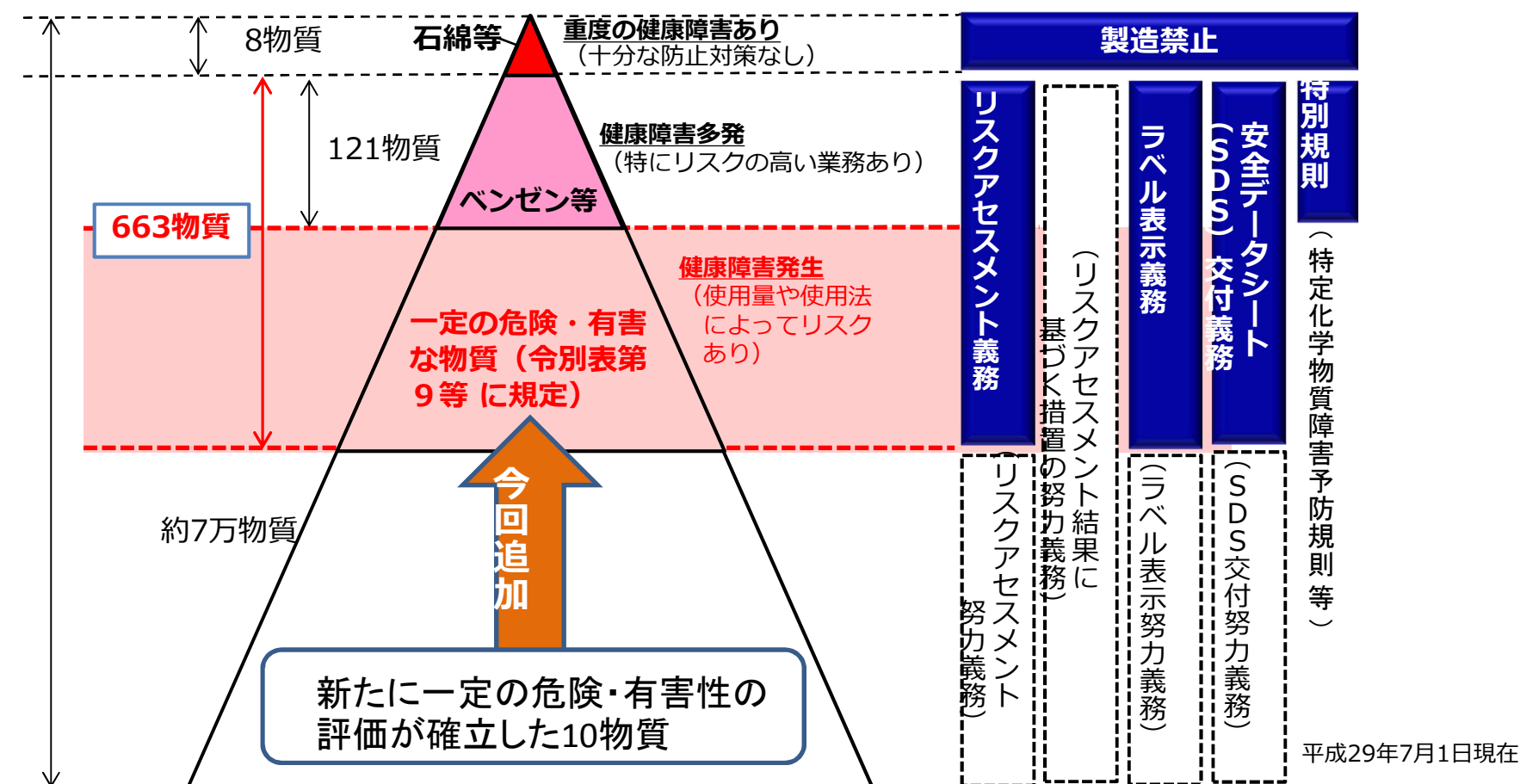
厚生労働省

安全衛生部 化学物質対策課

化学物質に係るラベル表示、SDSの交付、リスクアセスメントの実施義務及び対象物質の拡大について

【改正趣旨】

人に対する一定の危険・有害性が明らかになっている化学物質として、労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号に掲げる663の化学物質及びその製剤について、①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示、②安全データシート（SDS）の交付 及び ③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じなければならないこととされており、今回の改正は、新たに一定の危険・有害性の評価が確立した10物質について、①～③の対象物質に追加するものである。



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正案の概要

1. 改正の趣旨

- 平成28年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書(平成29年2月21日)を踏まえ、以下の事項を行わなければならない化学物質を追加するため、必要な改正を行うもの。
 - 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示(ラベル表示)
 - 同法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知(SDSの交付)
 - 同法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメントの実施)

2. 改正の内容

政令	○ 令別表第9に、一定の有害性が明らかになった10の化学物質(以下「追加対象物質」という。)を追加する。 ○ また、シリカについては、非晶質のものをラベル表示、SDSの交付及びリスクアセスメントの対象から除外する。
省令	○ GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値(当該物質の含有量がその値未満の場合、表示義務等の対象としない)を設定する。

3. 施行期日等

- 平成30年7月1日(非晶質シリカを除外する改正については公布の日)(予定)
- ただし、この政令の施行の際現に存在する追加対象物質については、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、平成30年12月31日まで適用しないこととする。

平成28年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書 (平成29年2月21日公表)

【労働安全衛生法施行令別表第9に新たに追加する物質の検討】

米国労働衛生専門家会議(ACGIH)が許容濃度を勧告するなど、国際的に一定の有害性の評価が確立された物質を中心に、14の化学物質について令別表第9への追加の必要性を検討

検討結果報告書

- アスファルトなど9物質(※)について令別表第9へ追加することが妥当
- シリカについては、非晶質のものを令別表第9から除外し、4物質については粉状物質全体の取扱と併せて継続して検討することが妥当
- 今後、法令改正の検討などの必要な準備を進める

※ 9物質のうち 1-クロロ-2-プロパノール及び 2-クロロ-1-プロパノールは2物質として政令に追加されるため、政令追加物質としては10物質となった。

平成28年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書 により令別表第9へ追加等を行うことが妥当とされた物質

アスファルト

1-クロロ-2-プロパノール

2-クロロ-1-プロパノール

結晶質シリカ（※1）

ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-（ターシャリーブチルチオメチル）（別名テルブホス）

フェニルイソシアネート

2, 3-ブタンジオン（別名ジアセチル）

ほう酸（※2）

ポルトランドセメント

2-メトキシ-2-メチルブタン（別名ターシャリーアミルメチルエーテル）

硫化カルボニル

※1 非晶質シリカを除外するため、令別表第9から「シリカ」を削除し、新たに「結晶質シリカ」を追加する改正を行うものである。

※2 令別表第9においては、「ほう酸」は544号の「ほう酸ナトリウム」と統合され「ほう酸及びそのナトリウム塩」と規定される予定である。（改正後は672物質となる。）

追加等される物質の裾切値

物質名	裾切値	
	ラベルの表示	SDS（通知） リスクアセスメント
アスファルト	1 パーセント未満	0.1パーセント未満
1—クロロ—2—プロパノール	1 パーセント未満	1 パーセント未満
2—クロロ—1—プロパノール	1 パーセント未満	1 パーセント未満
結晶質シリカ（※1）	0.1パーセント未満	0.1パーセント未満
ジチオりん酸O, O—ジエチル—S—（ターシャリーブチルチオメチル）（別名テルブホス）	1 パーセント未満	0.1パーセント未満
フェニルイソシアネート	1 パーセント未満	0.1パーセント未満
2, 3—ブタンジオン（別名ジアセチル）	1 パーセント未満	0.1パーセント未満
ほう酸（※2）	0.3パーセント未満	0.1パーセント未満
ポルトランドセメント	1 パーセント未満	1 パーセント未満
2—メトキシ—2—メチルブタン（別名ターシャリーアミルメチルエーテル）	1 パーセント未満	0.1パーセント未満
硫化カルボニル	1 パーセント未満	1 パーセント未満

※1 「シリカ」を令別表第9から削除することに伴い、「シリカ」の裾切り値を削除し、新たに「結晶質シリカ」の裾切り値を追加する改正を行うものである。

※2 令別表第9においては、「ホウ酸」は544号の「ホウ酸ナトリウム」と統合され「ホウ酸及びそのナトリウム塩」と規定される予定であるが、現行の「ホウ酸ナトリウム」の裾切値は名称等の表示に係るもの「1パーセント未満」、名称等の通知及びリスクアセスメントに係るもの「0.1パーセント未満」であり、新たに追加する「ホウ酸」の裾切値と異なるため、書き分けるものである。